地域住宅計画の事後評価報告シート

	地球任宅計画の事後評価報告ンート
1. 事後評価を実	施した地域住宅計画
①計画の名称	市川市地域
②都道府県名	千葉県
3計画作成主体	市川市
4計画期間	平成17年度 ~ 21年度
5計画の目標	『高齢化社会に向け、高齢者が安心して生活できる居住の提供を図る。』
	『住宅性能水準の向上を推進する。』
	『住民が、安全に安心して暮らせる住環境を確保する。』
2.事後評価の内容	
⑥実施体制·時期	市川市都市計画課街づくり支援担当室において評価を行い、庁内関係部署に意見を
	照会した上で確定(平成22年4月)
⑦事後評価の結果	指標1:「高齢者向け優良賃貸住宅の促進」
	定義:高齢者向け優良賃貸住宅の供給の戸数
	評価方法:高齢者向け優良賃貸住宅の供給の戸数を把握する。
	結 果:従前値:0 戸 (16 年度) ⇒目標値:20 戸 (19 年度) ⇒ <u>実績値:20 戸</u>
	結果の分析:計画通り事業を推進し、目標を達成した。
	 指標2:「既存市営住宅の安全性の確保、居住環境向上改善」
	定義:市営住宅における外壁改修工事実施戸数の割合
	評価方法: 市営住宅における外壁改修工事実施戸数の割合を把握する。
	結 果:従前値:49%(16年度)⇒目標値:64%(21年度)⇒実績値:64%
	結果の分析: 平成 21 年度末までに以下の団地において外壁改修工事が完了し、市営住
	宅全体戸数 1928 戸に対する割合が 64%となり、目標を達成した。
	·大町第二団地 1 号棟 24 戸 ·曽谷第三団地 24 戸
	・ パ 2号棟 30戸 ・相之川第二団地A棟 119戸
	· // 3号棟 30戸 · // B棟 126戸
	· " 4 号棟 75 戸 · 相之川第三団地 63 戸
	· // 5号棟 90 戸 · 塩浜団地 1 号棟 104 戸
	· // 6号棟 16戸 · // 2号棟 66戸
	· 大町第三団地 A 棟 104 戸 · 〃 3 号棟 66 戸
	· // B棟 135戸 · // 4-1号棟 46戸
	・北方第一団地 54 戸 · 〃 4 - 2 号棟 50 戸 以上計 1222 戸 1222÷1928≒64%
	以上計 1222 户 1222 〒 1928 〒 04%
	 指標3:「既存市営住宅の安全性の確保(耐震改修工事)」
	注 報: 市営住宅における耐震改修工事実施制合を把握する。
	結 果:従前値:0% (16 年度) ⇒目標値:36% (21 年度) ⇒実績値:36%
	結果の分析: 平成 21 年度末までに以下の団地において耐震改修工事が完了し、平成 16
	年時点で耐震改修工事が必要な市営住宅の戸数966戸に対する割合が36%
	となり、目標を達成した。
	·大町第三団地 A 棟 104 戸
	·相之川第一団地 A 棟 119 戸
	·相之川第二団地B棟 126 戸 計 349 戸 349÷966≒36%
	指標4:「再開発促進地区における事業推進」
	定義:市街地再開発事業等(優良建築物等整備事業を含む)で整備した面積
	評価方法:市街地再開発事業等(優良建築物等整備事業を含む)で整備した面積を計
	測する。 (4) R (*** は 0.7 (4) た (5) (1) た (5) (1) た (7) (1) た (7) (1) に (7) (
	結 果:従前値:1.07ha(16 年度)⇒目標値:4.04ha(21 年度)⇒ <u>実績値:4.07ha</u>
	結果の分析: 平成 21 年度末までに以下の地区において市街地再開発事業等が完了して

おり、整備面積が4.07haとなり、目標を達成した。

· 本八幡駅北口地区(B 地区)

0. 4ha

"

(C-1 地区) 0.43ha

"

(D-1 地区) 0. 27ha

• 市川駅南口地区

(D-2 地区) 0.37ha

2. 6ha 計 4. 07ha

指標5:「犯罪率の減少」

定 義:人口10万人あたりの刑法犯認知件数

評価方法:市内の刑法犯認知件数を県警察に問合せ人口10万人あたりに換算する。

結 果:従前値:2157.9件(18年度)⇒目標値:1726.3件(21年度)

⇒実績値:1569.8件

結果の分析:平成 21 年 1 月~12 月末の刑法犯認知件数が 7, 239 件(暫定値 H22. 4. 5 時

点)、平成21年12月末の住民基本台帳人口が461,128人であることから、 人口 10 万人あたりの犯罪率は 1,569.8(≒7,239 件÷461,128 人×100,000)

となり目標を達成した。

指標6:「住宅の耐震化率の向上」

定 義:市内既存住宅の耐震化率

評価方法:市内既存住宅のうち、昭和 56 年以後に建築された割合を、固定資産税課

資料から把握し、耐震化率とする。

結 果:従前値:85%(19年度)⇒目標値:86.7%(21年度)⇒実績値:86.74%

結果の分析:平成 21 年度の戸数が 204,300 戸で、うち耐震性のある戸数が 177,200 戸

であることから、177,200 戸÷204,300 戸×100≒86.74%となり、目標を達

成した。

指標7:「震災時の緊急輸送道路等の確保」

定 義:緊急輸送道路等に面した危険コンクリートブロック塀の延長

評価方法:緊急輸送道路等に面した危険コンクリートブロック塀の延長を計測する。

結 果:従前値:1,008m(20 年度)⇒目標値:898m(21 年度)⇒実績値:883m

結果の分析: 従前値:1,008m

(緊急輸送道路等に面した危険コンクリートブロック塀の延長)

目標値:898m

【目標値の設定】

危険コンクリートブロック塀の1戸あたりの延長:11m

年間改修目標(平成20年度時点):5戸

以上より、目標値は 1,008-11×5=898m

平成 21 年度末時点では緊急輸送道路等に面した危険コンクリートブロッ ク塀の延長は883mとなっており、目標を達成した。

指標8:「耐震偽装マンションの戸数の減少」

定 義:耐震偽装により、耐震基準を満たさないマンションの戸数

評価方法:耐震偽装により、耐震基準を満たさないマンションの戸数を計測する

結 果:従前値:23 戸(19 年度) ⇒目標値:0 戸(21 年度) ⇒実績値:0 戸

結果の分析: 平成 21 年度末までに、耐震基準を満たさないマンションの全ての住戸に

ついて改修が終了したため、該当戸数は0となり、目標を達成した。

⑧結果の公表方法

市のインターネットにて公表を行うとともに、市政情報センター・担当課窓口にて 閲覧可。

3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等

⑨今後の住宅施策の取組への反映

- ・「総合計画」に定めるまちづくりの基本目標の1つとして、「安全で快適な魅力 あるまち」を掲げていることから、災害に備えた住宅・建築物の耐震化の向上、 犯罪の抑止を図るための諸施策を平成22年度から始まる次期地域住宅計画の対 象事業とする。
- ・既存市営住宅安全性の確保としては、耐震改修工事を全計画から引き続き実施し、 25年度までに全棟の耐震改修を終了する。
- ・また、市営住宅の外壁改修についても、次期計画期間に 17 棟 314 戸の改修を実施し、市営住宅における外壁改修工事実施戸数の割合を 79.8%まで引き上げる。
- ・現行の耐震基準を満たさない民間住宅・マンションの耐震性向上については、耐震診断・耐震改修費用の一部を助成することで、耐震化を促進し、時期計画期間内に市内既存住宅の耐震化率を90.0%まで引き上げる。
- ・平成 14 年度をピークに市内の刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、さらなる犯罪の抑止と体感治安の改善を進めるため、次期計画期間内に街頭防犯カメラを市内各所に50 基を設置し、人口10 万人あたりの年間刑法犯認知件数を1,323.8 件まで引き下げる。

⑪その他

なし

※この事後評価は別添の地域住宅計画について行ったものである。